

ノルウェー政府のオスロ市他周辺自治体に対する感染拡大対策措置の厳格化

(1月23日現在)

●23日朝、ノルウェー保健介護省は、新型コロナウイルス英国型変異種の感染拡大を止めるため、オスロ市及び近郊9自治体(エーネバック、フログン、インドレ・オストフォル、モス、ネソーデン、ノルドレ・フォロ、ヴェストビィ、ヴォーレル、オース)に対して、規制措置を厳格化するプレスリリースを発出しました。その概要は以下のとおりです。なお、右措置は23日12時から適用されます。

1 リスクグループに属する人

(1) 政府は、これら10の自治体において、感染した場合重病化又は死亡するリスクが高い人々(リスクグループ対象者)は、現在よりもより保護された生活をおくことを推奨する。同居している人又は右同様に近い者以外の他人とはより距離(可能であれば2m)を保つことを推奨する。買い物に係る支援を受けるべきであり、かかりつけ医が病気休暇の診断を検討することができる。

(2) リスクグループ対象者と同居している者又は右同様に近い者は、より隔離された生活を送るか、右ができない場合は、リスクグループ対象者とより距離をとるべきである。より隔離された生活を送ることが不可能な場合、地方自治体により代替となる住宅が検討されうる。リスクグループ対象者及び右近親者は、医療サービスにかかる際距離を保つことができない場合はマスクの使用が重要である。

2 以下は、当面1月31日まで10自治体に適用される措置である。

(1) 学校(小学校・中学校)・保育園は「赤」レベル措置に上方修正する。都市の感染対策委員会は、仮に「赤」レベル措置の準備をするために必要な場合又は感染状況次第では、学校・保育園を閉鎖することができる。

(2) 高校は、来週はデジタルでの授業を行い、再来週から「赤」レベルに移行する準備を行う。既に「赤」レベル措置にある高校は、来週は全ての授業をデジタルで行い、再来週から「赤」レベル措置に修正するよう調整する。

(3) 総合大学、単科大学、職業専門学校は、全てデジタル授業を行うこととする、全ての授業及び予定されているイベントは延期又はデジタルで行うこととする。

(4) 総合大学、単科大学、職業専門学校のキャンパスは、全ての学生に対して、閉鎖する。

3 推奨

(1) 全ての者は、個人宅への訪問及び個人宅での集会を避けるべきである。推奨の例外は、必要な家事代行サービス及び末期患者への在宅訪問である。単身生活者は、一人から二人の特定の友人又は特定の一家族の訪問を受ける又は訪問することができる。保育園・小学校に属する子供は、自身のクラスメートからの訪問を受けることができる。

(2) 不要不急の国内・国外旅行（移動）を避けるべきである。出勤は必要な移動と見なさなければならない。しかしながら、ほとんどの者に対しては、在宅勤務を行うことが要請される。

(3) 都市及び県は、公共交通機関における措置を厳格化すべきである。これは例えば、交通機関利用は、乗車率50%までとするというものである。

(4) 例えば美容院等の一対一のビジネスは、1mの距離が保つことができない状況でのマスクの使用又は顔と顔の距離が近くなる施術を減らす又は一時的に行わないといったような措置の厳格化をすべきである。

(5) 自治体及び右自治体に住む市民は自宅待機期間の7日目から10日目に検査を受けることを検討するよう推奨される。自宅待機義務にある者と濃厚接触にある生計を共にする者も、変異種への感染が疑われる場合、自宅待機をすることを検討すべきである。

4 措置

(1) 全ての自宅外（屋内・屋外問わず）の行事（葬式・埋葬を除く）の禁止。

(2) 可能な限りの全ての人へのテレワークの義務づけ。雇用主は実行可能な限り雇用のテレワークを確保するよう務めなければならない。

(3) 食料品店、薬局、ガソリンスタンドを除き、店舗は閉鎖とする。酒専売公社は1月23日ー1月31日まで閉鎖とする。

(4) アルコール提供の禁止。

(5) 子供・大人の草の根スポーツ活動の停止。

(6) 合唱隊、音楽隊、劇場等その他の余暇活動の停止。

(7) 以下の事業の閉鎖

ア レストラン（テイクアウトは営業可能）

イ ジム

ウ プール、ウォータerpark、ホテルのプール等

エ 葬儀・埋葬を除く宗教・思想関係施設

オ 図書館

カ 遊園地、ビンゴ、ゲームホール、ボウリング等遊戯・娯楽施設

キ 美術館

ク 映画館、劇場、コンサート会場その他文化娯楽施設

ケ 屋内で集会する文化・娯楽・余暇活動のための公共施設・事業

（８）生計を共にしている者以外との距離が１ｍ保てない場合（公共交通機関、タクシー、上記許可された場所・施設を訪問する場合も含む）のマスク着用の義務化（１２歳以下の子供を除く）

※詳しくは、以下の１月２３日付ノルウェー保健介護省プレスリリースをご参照ください。

<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/kraftige-tiltak-i-10-kommuner-etter-utbrudd-av-den-engelske-virusmutasjonen/id2829738/>

【問い合わせ先】

在ノルウェー日本国大使館 領事班

電 話：（+47）2201-2900

メール：ryouji@os.mofa.go.jp

※邦人の方が新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合には、当館までご一報願います。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信停止をご希望の方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、第三国に転居した方は、以下の URL で帰国又は転出届を提出してください。

URL： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>